

# NTT持株によるNTTドコモ完全子会社化に対する 公正な競争環境整備の要望

KDDI株式会社

2020年12月3日



①NTTドコモ分離時の公正競争要件

②NTTの在り方とボトルネック問題に対する議論

③まとめ

①NTTドコモ分離時の公正競争要件

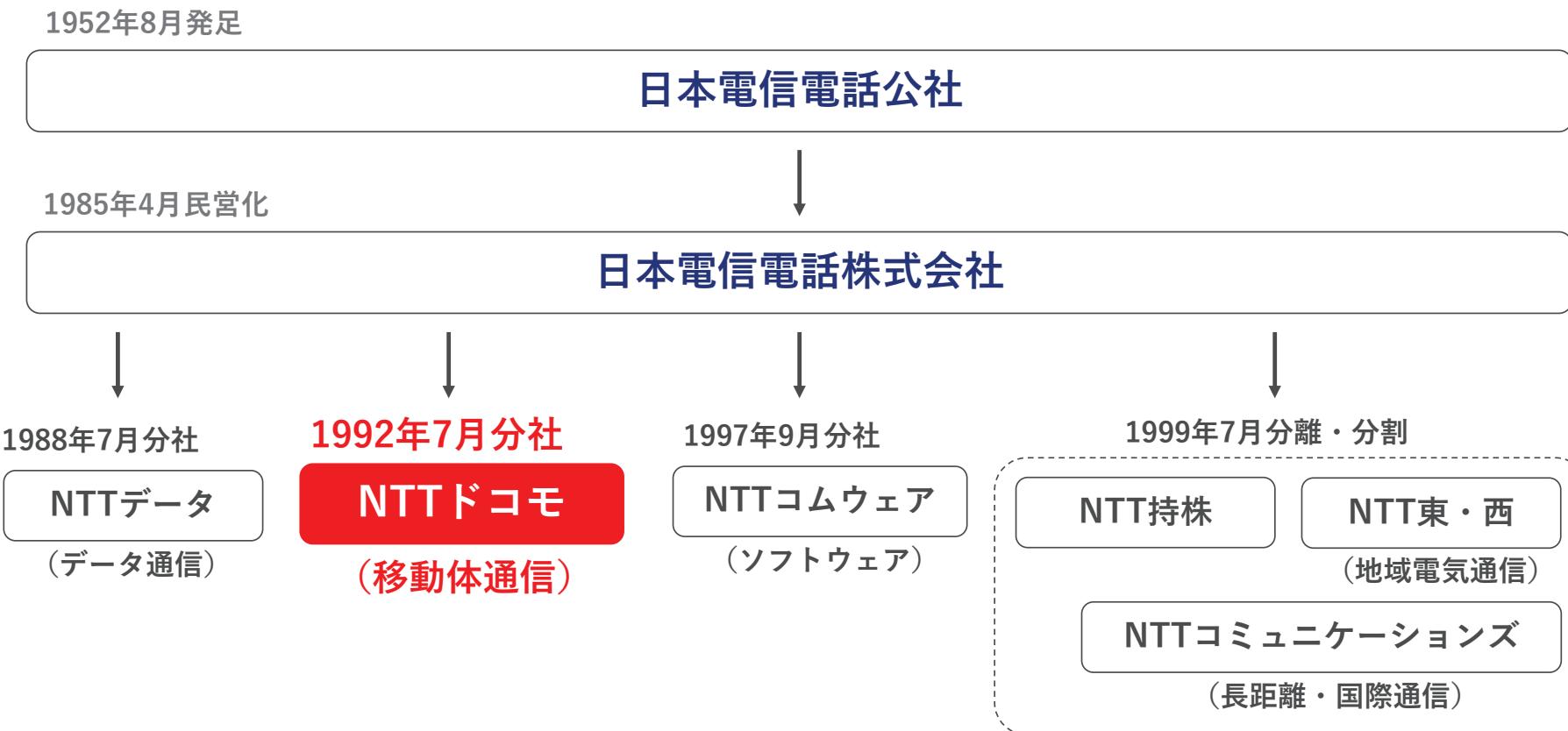
②NTTの在り方とボトルネック問題に対する議論

③まとめ

# NTTの移動体通信事業の分離

3

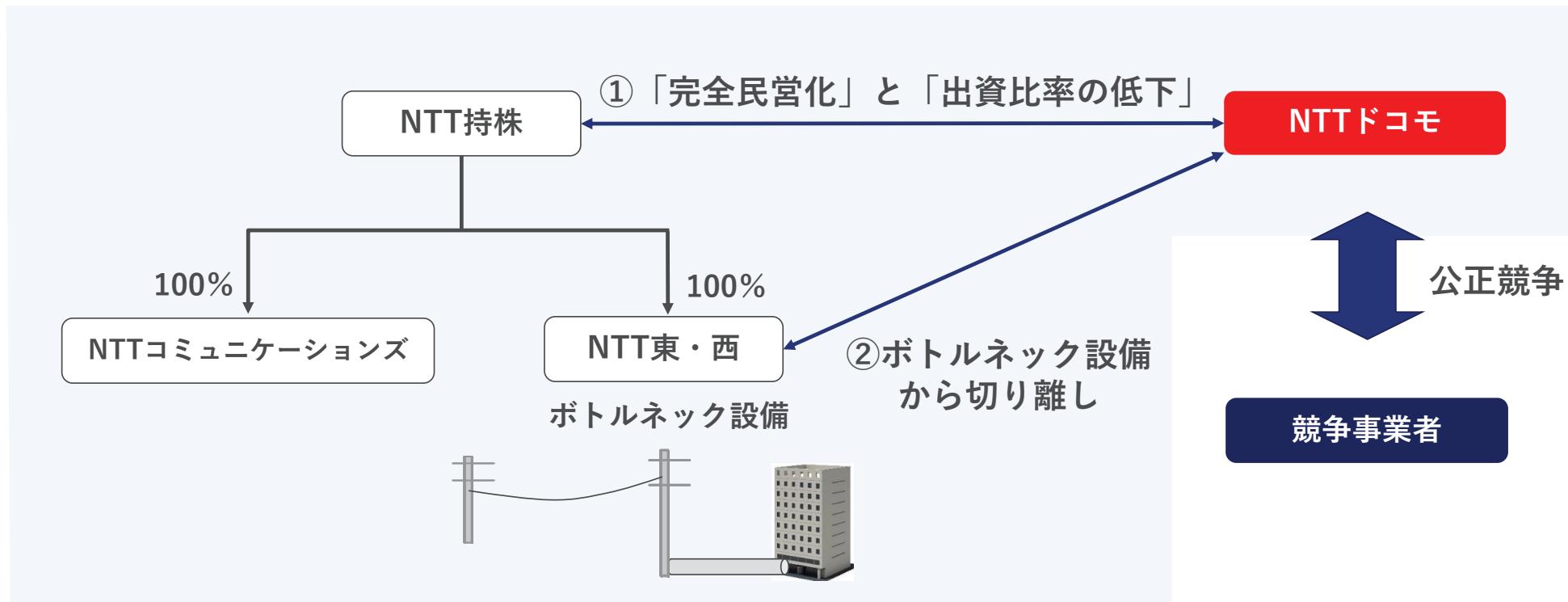
NTTの在り方に関する政策的議論を経て、NTTの移動体通信事業を分離



# NTTドコモ分離の意義

4

NTTドコモ分離を通じて、強大なNTTグループと競争事業者との公正競争が求められてきた



競争事業者との公平性は、これまでのNTTの在り方を巡る政策議論を踏まえて公表された政府措置等により守られてきたが、ドコモの完全子会社化はこれに逆行している

## NTTドコモ分離の趣旨

移動通信分野の  
公正有効競争条件の実現

NTTの巨大・独占性の  
弊害の改善

## NTTドコモ分離時の主な公正競争要件

上場の機会等を捉えNTTの出資比率を低下

NTT回線利用時は競争事業者と同一条件

鉄塔・局舎の利用、接続条件、研究開発成果の利用等は競争事業者と同一条件

NTTからドコモへの取引を通じた補助禁止

NTTと別個の伝送路を構築

※「日本電信電話株式会社法附則第2条に基づき講ずるべき措置公表」（郵政省。1990年3月30日）、「移動体通信事業の分離について」（日本電信電話株式会社。1992年4月28日）をもとに当社が作成

NTTドコモの上場廃止により、取引がブラックボックス化し、外部監視が効かなくなる  
また、NTTグループが一体化に向かうことにより、市場支配力が強大化する

①NTTドコモ分離時の公正競争要件

②NTTの在り方とボトルネック問題に対する議論

③まとめ

2006年の「竹中懇談会」や2010年の「光の道」でも  
NTTの在り方とボトルネック問題が議論され、方向性が示された

## 竹中懇談会<sup>※1</sup>の取りまとめ（2006年）

※1 通信・放送の在り方に関する懇談会（2006年6月報告書）

- ・ NTT東・西のボトルネック設備の保有は、「ブロードバンド市場全体の競争阻害の可能性がある」「銅線から光ファイバへの移行でNTT東・西のドミナント性が高まる」として機能分離の徹底を目的とする持株会社の廃止・資本分離等が提言された
- ・ NTT東・西は、ボトルネック性が明らかに解消されない限り、NTT東・西とNTTドコモ等の合併・統合等は公正競争の観点から認められるべきではないとされた

## 「光の道」構想実現に向けて<sup>※2</sup>の取りまとめ

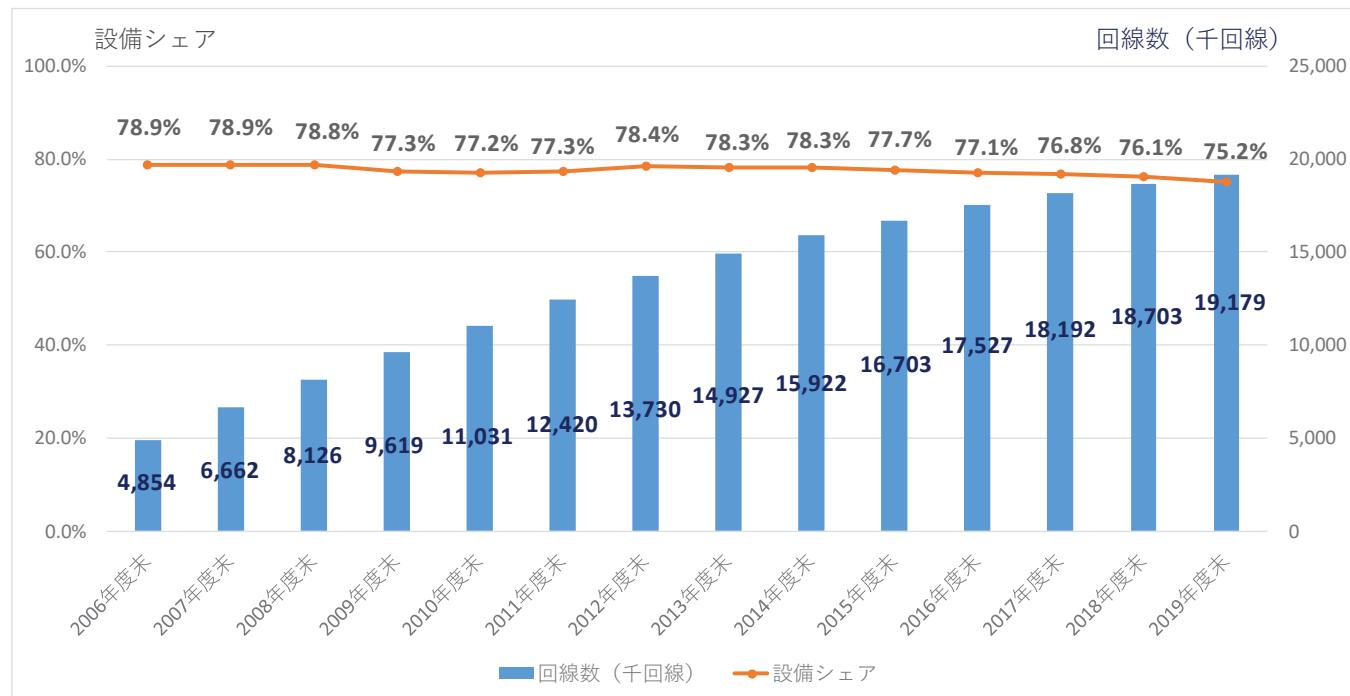
※2 「光の道」構想実現に向けて 取りまとめ（2010年12月14日）

- ・ ボトルネック設備保有部門とそれ以外の部門とのファイアウォールを徹底することにより「公正競争条件が厳密に確保され、サービス競争は進展する」として速やかに機能分離を実施することが提言され、2011年NTT東・西の設備部門と営業部門が分離された

## ボトルネック問題は解消されていない

光ファイバのNTT東・西設備シェアに大きな変化はなく  
ボトルネックにかかる問題は根本的に変わってはいない

<光ファイバのNTT東・西設備シェア、回線数>

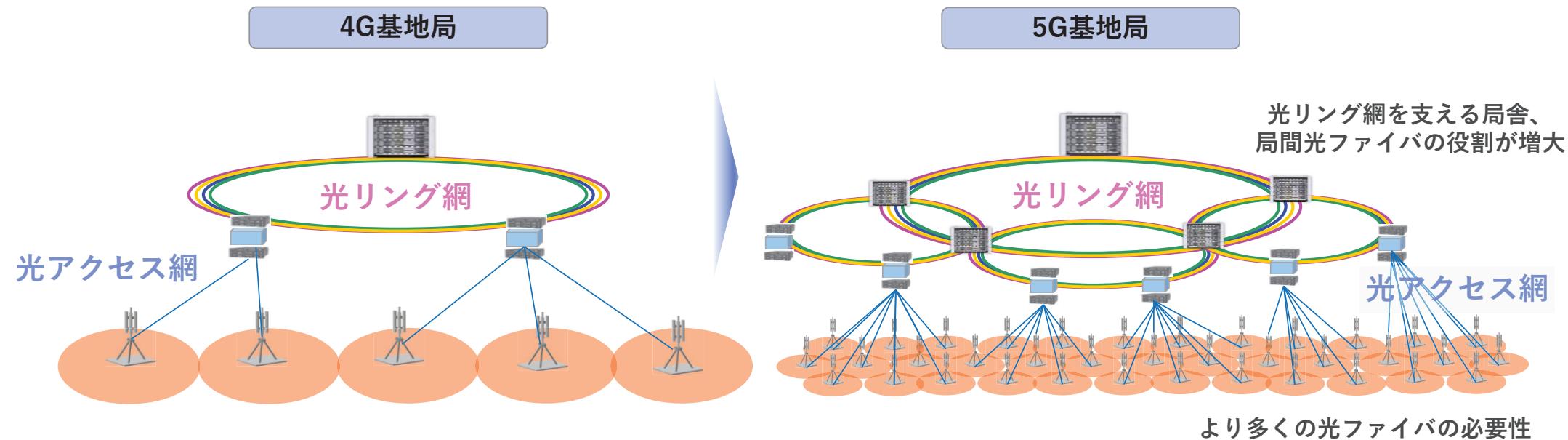


※「固定端末系伝送路設備の設置状況」（総務省公表）をもとに当社が作成

# 光ファイバが支えるモバイルネットワーク

9

今後展開する5Gについては、光ネットワークの整備が必須  
モバイルネットワークの高度化・高速化は光ファイバ網が支える

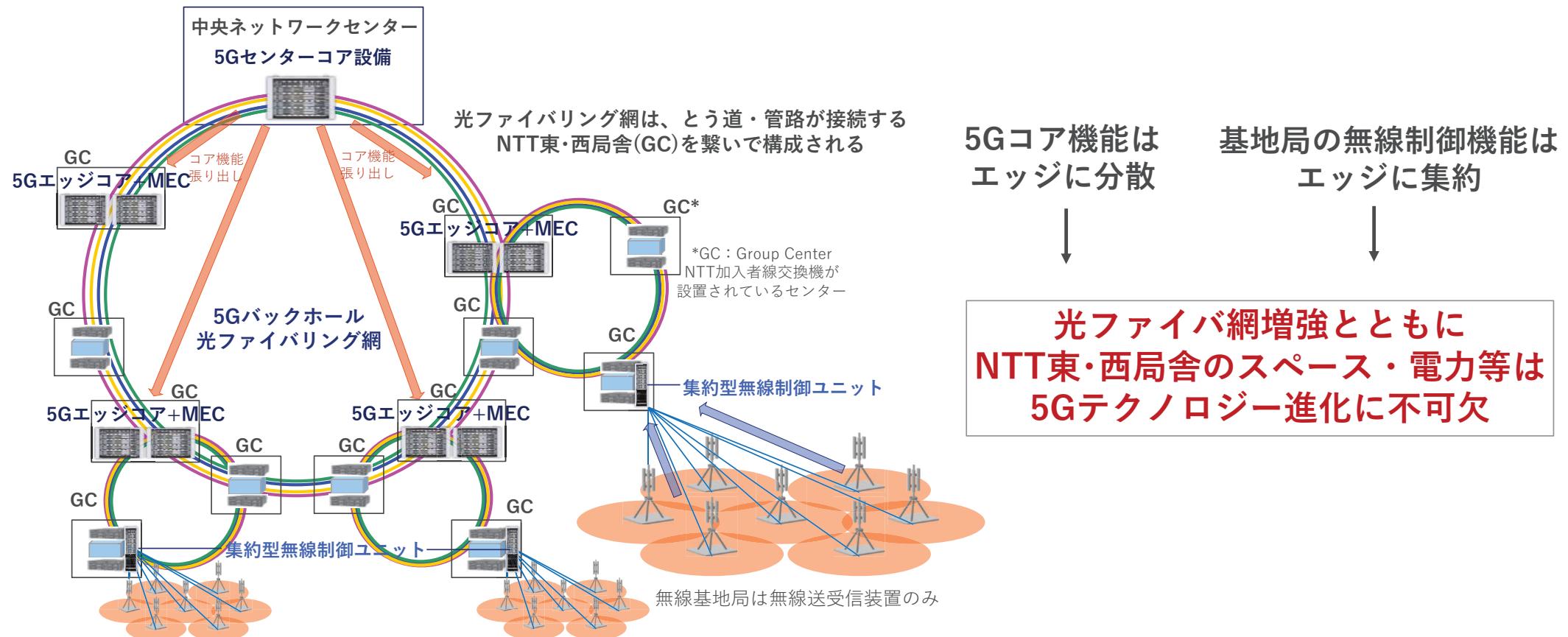


5Gは、従来より高い周波数帯を使うため、稠密な基地局展開が不可欠であり  
ますます光ファイバや局舎のボトルネック性は高まる

# 5G時代のアーキテクチャトレンド

10

大容量高速化・低遅延を実現するため、コア設備機能はエッジに分散  
基地局設備の無線制御機能はエッジに集約



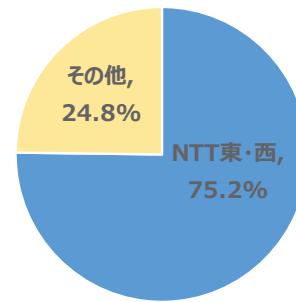
### ③環境変化に応じたルール (1/5)

20

**5G時代を支えるのは光ファイバ**  
その重要な光ファイバでNTT東・西は約75%の設備シェア  
また、公社時代から承継した**全国津々浦々の電柱・管路・とう道**や  
**ほぼ全ての市区町村に約7,200の局舎を保有**

光ファイバの設備シェア

2020.3末



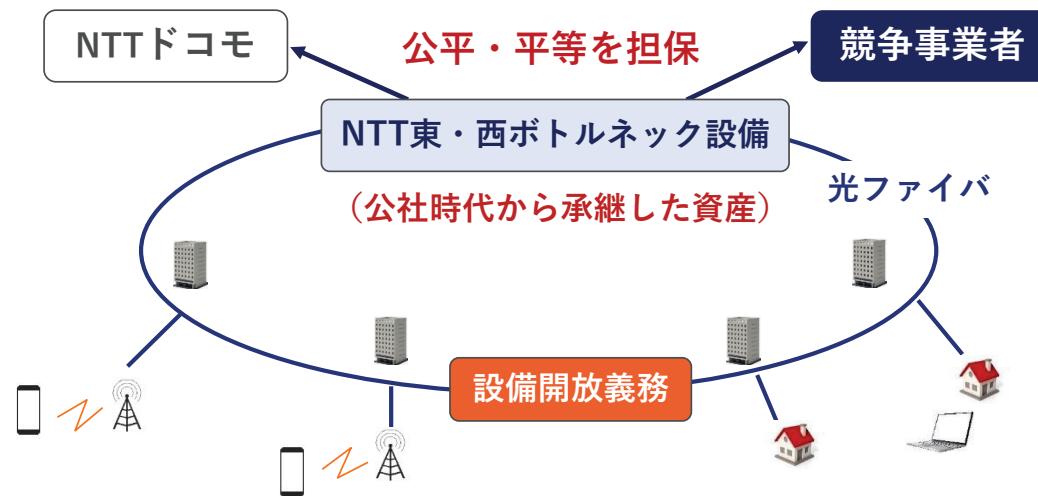
\*総務省「令和元年度末における固定端末系伝送路設備の設置状況」より

© 2020 KDDI ※「NTT持株によるNTTドコモ完全子会社化に対する総務大臣への公正な競争環境整備の要望について」(2020年11月11日記者説明資料)より抜粋

# ボトルネック設備の利用の公平性の確保

12

NTTグループと競争事業者が公平・平等に  
ボトルネック設備を利用できないと、公正競争が成り立たない



将来においても、ボトルネック設備の利用の公平性を確保するためには  
NTT東・西と他のグループ会社との一体化禁止を担保していく必要がある

接続ルール・禁止行為規制は整備されているものの、運用面・コスト面では以下の課題があり、検証する必要がある

## NTT一体化による公平性の問題（運用面の課題）

- ・NTT持株によるNTTドコモ完全子会社化（2020年）によって
- ・NTT東・西とNTTドコモ間で経営戦略の共有や人事交流が行われることで、  
NTT東・西の設備情報へのアクセスでNTTドコモが優位性を持つおそれ
- ・NTT東・西とNTTドコモ間で人事交流が行われることで、  
NTT東・西が競争事業者との接続業務から得た経営情報がNTTドコモに流通するおそれ

## ボトルネック設備の公平利用に係る問題（コスト面の課題）

- ・NTT東・西光サービス卸の提供開始（2015年）によって
- ・グループ利益最大化を目的とした卸料金の高止まりの問題

①NTTドコモ分離時の公正競争要件

②NTTの在り方とボトルネック問題に対する議論

③まとめ

5G時代、さらにはBeyond5G、6G時代に向けて、  
事業者は公正競争を通じて  
様々なパートナー企業との共創により新たな体験価値を創造

そのために、

- ①ボトルネック設備の利用の公平性を確保するために  
NTT東・西と他のグループ会社との一体化禁止を担保すること
- ②NTT一体化による、ボトルネック設備利用に伴う  
運用面・コスト面の課題を解決すること

こういった重要な課題についてしっかりと議論いただき  
事業者間の活発な競争が機能する環境を整備していただきたい

## 參考資料

郵政省の報道発表と同等の内容をNTTも報道発表  
公正競争要件を確保することをNTT自らも宣言

### 「移動体通信事業の分離について」（1992年4月28日。日本電信電話株式会社）

#### 3. 公正競争条件の整備

移動体通信事業の分類に伴い、NTTは公正な競争を確保するため、以下のとおり行なうこととする。

##### (1) 新会社のネットワーク

新会社は、可能な限り、NTTと別個の伝送路を構築するものとし、NTTの回線を利用する場合においては、移動体系事業者と同一の条件とする。

##### (2) 取引条件等

NTTと新会社との間において行われる取引については、取引を通じたNTTから新会社への補助が行われないようにする。

また、NTTと新会社との間において行われる鉄塔・局舎の利用、研究開発成果の利用等の取引条件並びにNTTとの間の接続条件、事業者間精算、情報の開示等の条件については、移動体系新事業者と同一とする。

##### (3) NTTとの人的関係

NTTから新会社への社員の移行は、「転籍」により行うこととし、出向形態による人事交流は行わないこととする。

##### (4) 出資比率の低下

中核となる会社の株式については、会社設立の5年後の上場を目指すこととし、上場の機会等をとらえNTTの出資比率を低下させるものとする。

##### (5) 資材調達

新会社がNTTの購買力を使用することのないよう、NTTと新会社は共同資材調達を行わないものとする。

ボトルネック性が明らかに解消されない限り  
NTT東・西間及びNTT東・西とその他の事業者の合併・統合等は  
公正競争の観点から認められるべきではない

通信・放送の在り方に関する懇談会 報告書 (2006年6月6日)

3. 対応の方向性

(3) 通信事業における一層の競争の促進

② 通信関係法制の抜本的な見直し

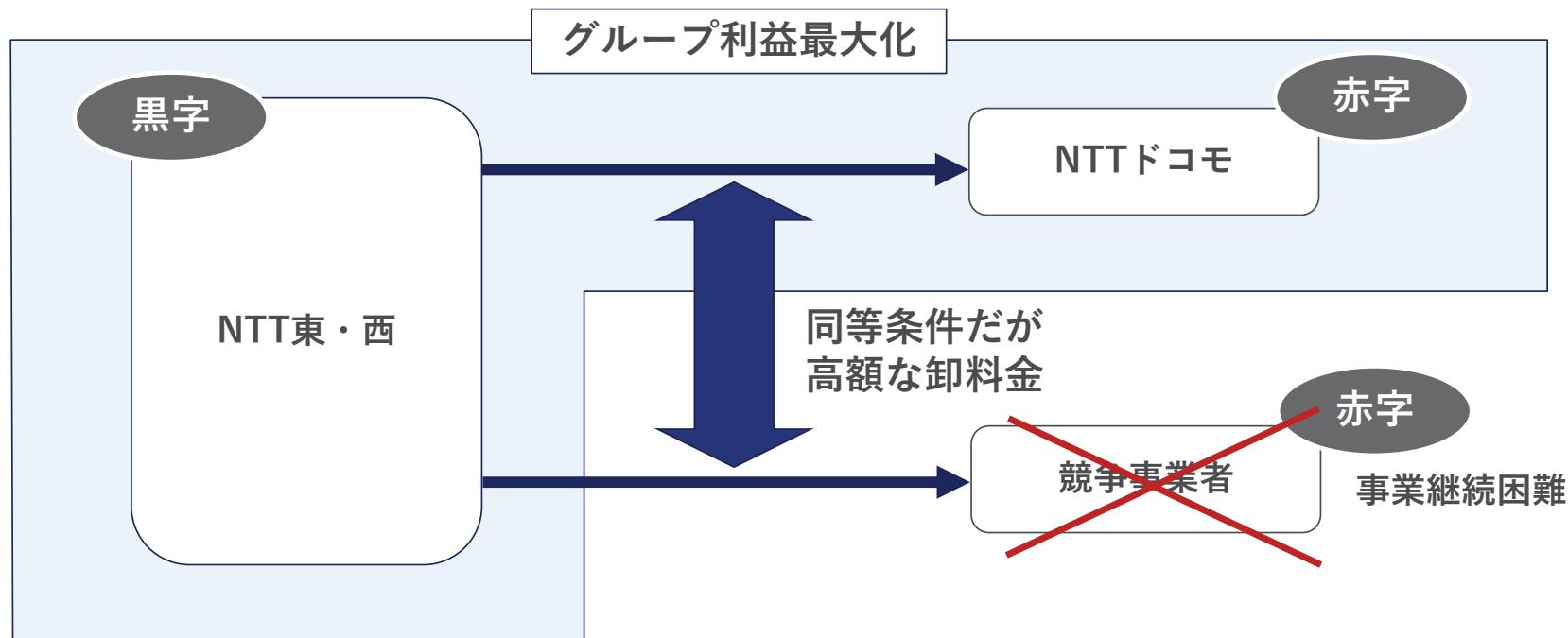
(略) 事業規制の在り方の見直しや機能分離の徹底等により公正競争が実効ある形で確保されることを前提に、2010年には、通信関係法制の抜本的な見直しを行い、NTT東西の業務範囲規制の撤廃、持株会社の廃止・資本分離等を一体として進めることを念頭に所要の措置を講じることとし、そのために必要な検討を速やかに始めるべきである。

これに併せて、ブロードバンド時代のユニバーサルサービス制度の在り方についても措置すべきである。こうした措置の実施により、通信事業者の合併連衡が進み、複数の通信事業者による公正な競争が行われ、世界最先端のインフラにふさわしいサービスが提供されるようになると期待される。なお、NTT東西については、ボトルネック性が明らかに解消されない限り、両社間及び両社とその他の事業者の間の合併・統合等は公正競争の観点から認められるべきではないと考えられる。

## (参考) 光サービス卸とNTTドコモ完全子会社化の問題点

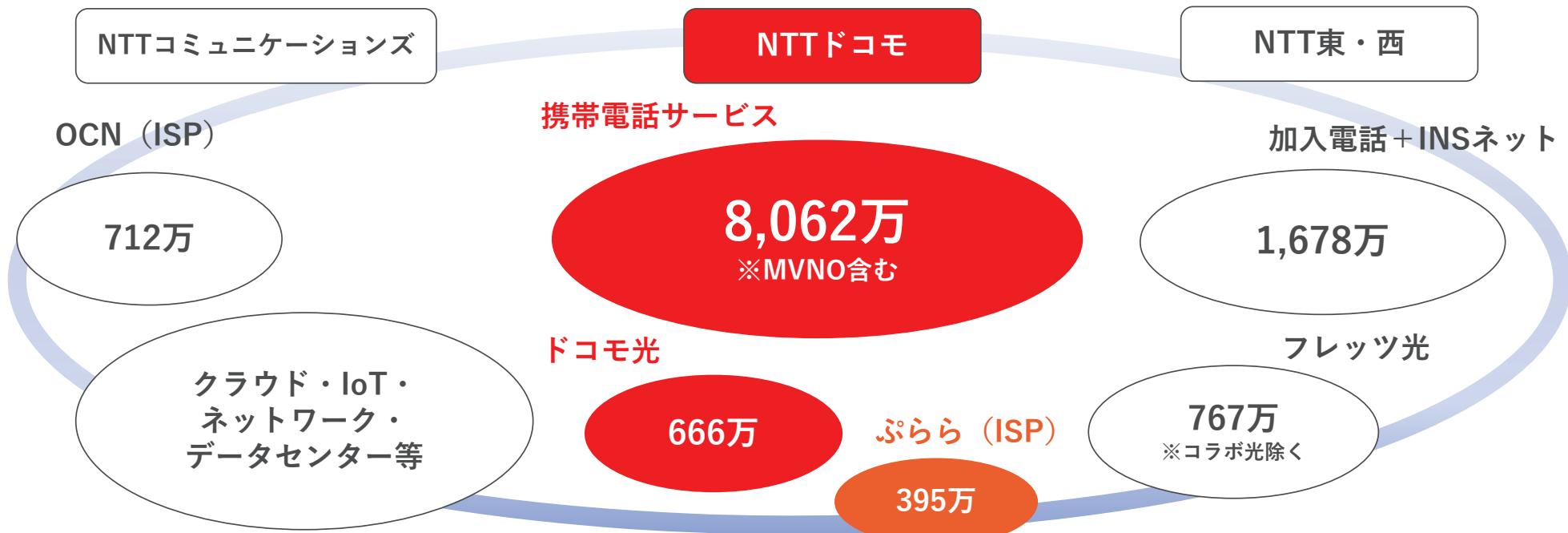
19

NTT持株の100%コントロールによるグループ利益最大化の追求  
利益相反取引等による競争事業者の排除



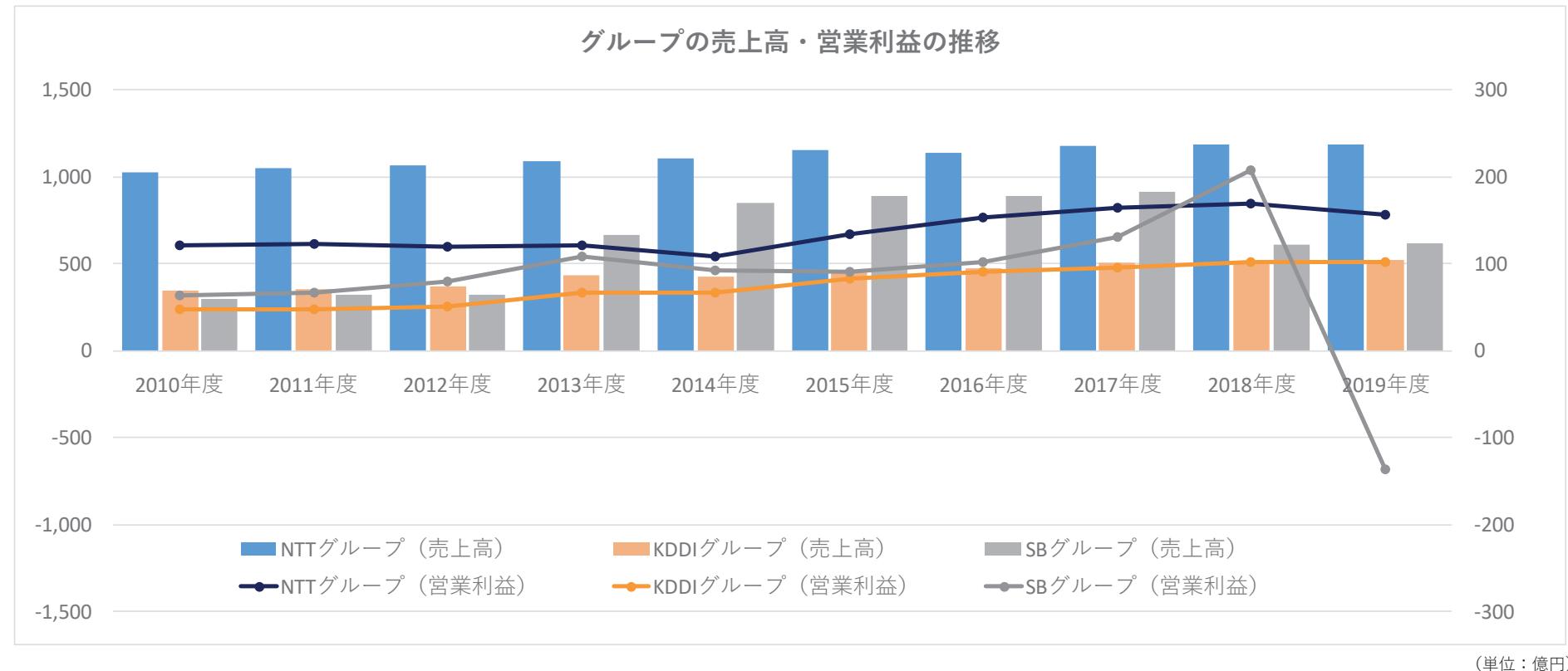
## (参考) NTT一体化による市場支配力の増大

NTT東・西、NTTドコモ、NTTコミュニケーションズが資本的に100%結合  
NTTが一体化し、強大な市場支配力を持つ巨大NTTに



## (参考) NTT・KDDI・ソフトバンクグループの売上高・営業利益の推移

21



	2010年度	2011年度	2012年度	2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
NTTグループ (売上高)	103,050	105,074	107,007	109,252	110,953	115,410	113,910	117,821	118,798	118,994
KDDIグループ (売上高)	34,345	35,721	36,623	43,336	42,701	44,661	47,483	50,420	50,804	52,372
SBグループ (売上高)	30,046	32,024	32,025	66,667	85,041	88,818	89,010	91,588	60,935	61,851
NTTグループ (営業利益)	12,149	12,230	12,020	12,137	10,846	13,481	15,398	16,411	16,938	15,622
KDDIグループ (営業利益)	4,719	4,776	5,127	6,632	6,657	8,326	9,130	9,628	10,137	10,252
SBグループ (営業利益)	6,292	6,753	7,994	10,770	9,187	9,089	10,260	13,038	20,736	-13,646

*Tomorrow, Together*

